

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	平成29年12月6日(水) 午後 1時30分 開会 午後 3時 2分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	小山 博正 八島 満雄 舘 大樹 前田 秀資 横田 典之 橋田 夏枝 越水 清
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (5人)	副市長(武山哲) 土木部長(小川博志) 下水道担当部長(石塚俊彦) 下水道業務課長(石井茂) 下水道業務課係長(平井淳一)
7 傍 聴 者	2人
8 事 務 局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第48号 伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例について

結 果 可 決

午後1時30分 開会

○委員長【小山博正議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から武山副市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副市長【武山哲】 今回、当委員会におきましては、「議案第48号、伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例について」につきまして、ご審査いただきます。概要につきましては、先日の議案審議の折に下水道担当部長からご説明を申し上げましたところでございます。なお、ご不明な点がございましたら、この機会につまびらかにしていただきたいと思っております。また、本提案は、市民の皆様にご負担をお願いする案件でございますので、私どもも慎重に検討を重ね、さまざま修正等も施してきたので、そういう練った案でございます。今後とも下水道事業の健全な経営に向けて、経営改善の努力を続けていかなければならないことは、私どもも強く考えているところでございます。本委員会におきまして十分にご審査をいただき、ぜひ、下水道経営の健全化のため、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長【小山博正議員】 それでは、「議案第48号、伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【館大樹議員】 議案第48号について、順番に質問していきたいと思っております。

まず1つ目でございます。使用料収入の関係で、使用料収入の今後の行く末についてお伺いしたいと思います。平成37年、2024年になりますけれども、このときに経費回収率100%をめざしているということで、先日の本会議で答弁があったかと思っております。この2024年に向かって、今後も面整備の広がりや接続率の向上などによって、有収水量の増加が使用料収入の増収に効果が発揮されるわけでありましてけれども、一方で維持管理費の工夫など歳出の削減努力もあるのだと思っております。そういったことを踏まえますと、今回は4.8%のアップの

改定の提案ということでございますけれども、2024年時点の目標となる経費回収率100%を実現させるに当たって、使用料収入が一体どこまで伸びていくと予想しているのかということについてお伺いしたいと思います。

○下水道業務課長【石井茂】 使用料収入の今後についてのご質問でございます。経費回収率100%をめざすためには、平成37年度においては、平成29年度と比較して2億9000万円程度の増収を見込んでいるところでございます。これには、意向型面整備による水洗化率の高い地域からの整備と、県営住宅など大口需要者を迎えに行く収入、また、東部第二工業団地の開発、普及促進などの努力も含んでおります。

以上でございます。

○委員【館大樹議員】 今時点の水準から考えて、使用料収入が具体的にどのぐらいアップになることで、2億9000万円の増収が図られるというような、何かシミュレーションがあるのであれば教えてもらいたいと思います。

○下水道業務課長【石井茂】 具体的に申しますと、東部第二工業団地の供用開始は平成32年度を、また、県営住宅につきましては平成33年度の供用開始を、さらに、4年後につきましては、そのときの経済情勢により、また使用料改定の検討もあろうかと思込んでいるところでもございます。

以上です。

○委員【館大樹議員】 今時点でそういう具体的な数字が出てこないということで、承知いたしました。

質問を変えたいと思います。公債費の関係をお伺いしたいと思います。経費回収率について、過去の推計から結果を考えたときに、結局、公債費の償還額の元本ではなくて利子の部分の高低が結果的に意外な影響を与えることが、先日の本会議の答弁でわかりました。ここ5年の元金と利子部分それぞれの償還額の推移と、今、金利が低い環境でありますけれども、こういった環境を好機と捉えて、残る意向型面整備とかを集中的に行うことや、そういう整備の資金を確保していくことについての考え方をお伺いしたいと思います。

○下水道業務課長【石井茂】 まず、ここ5年分の元金と利子の償還額の推移についてでございます。古い順番に100万円単位でお答えいたします。平成25年度におきましては、元金の償還は12億8100万円、利子につきましては4億6200万円、合計で17億4300万円でした。5年後の平成29年度におきましては、元金が12億6500万円、利子は3億3400万円、合計で15億9900万円となります。平成25年度と29年度を比較しますと、元金でマイナス1600万円、利子で1億2800万円、合計でマイナス1億4400万円安くなっている状況でございます。

続きまして、低金利を利用して面整備を集中的に行うことについてでございます。平成28年1月には、日本銀行のマイナス金利政策の発表もあり、借入金利は空前の低金利となっております。低金利は、借入金の償還に当たり利子返済にかなり大きな影響を与えます。一般的には低金利による投資額の減少から、企業

の資金需要は高まるものであり、企業経営として下水道事業においても活用すべきものと考えます。一方、次の理由により困難な現実もございます。1点目は、国の補助金の関係です。国への補助金については、5年計画、現在は平成28年度から32年度までとなっておりますが、この5年計画で事業量を計画申請しておりますため、計画外の整備は単独費にて行うこととなります。2点目は、市の執行体制上の課題もあります。集中整備するためには、発注のため職員の人事体制も集中して整える必要があります。また、地震対策や老朽化した施設の改築更新なども並行して進めていく必要もございます。3点目でございますが、工事箇所の交通事情です。現在実施中の第4分区は、住宅地を中心に、狭い道に本管を埋設する工事を行っていることから、交通規制にも限界があることです。しかしながら、意向型面整備として大口使用者を優先的に迎えに行く幹線整備につきましては、昨今の低金利を利用することとし、また、難しい面もありますが、申し上げた課題を解決できる範囲にて、できる限り低金利を活用すべく、工事発注をしていきたいと考えてまいります。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、議案第48号について質問させていただきます。1つ目としまして、先日いただきました関連資料の1ページになります。平成31年4月に公営企業会計へ移行することとありますが、本市にとって公営企業会計導入は初めての試みだと思います。経理も、現在の単式簿記から複式簿記に移行し、さらなる経営の健全化が求められます。そこで質問ですが、下水道事業に公営企業会計を導入することとした理由と現在の進捗状況についてお尋ねします。また、公営企業会計にした際のメリットとデメリットについてもお尋ねいたします。

○下水道業務課長【石井茂】 公営企業会計への理由と進捗状況及びメリット、デメリットについてお答えいたします。

まず、理由でございますが、平成26年度に、総務省は、人口3万人以上の都市では地方公営企業法を適用して、企業会計への移行を要請したところでございます。これを受けまして、本市では平成31年4月に地方公営企業法の一部適用を行い、企業会計へ移行する予定でございます。企業会計への移行に当たっては、平成27年度から準備を進めており、減価償却費算定のため、処理場や管渠の固定資産調査を進め、また、企業会計システムの導入等の準備を進めています。地方公営企業法の一部適用に当たっては、条例の制定等が必要になることや、会計制度の変更に伴う決算書類の変更、例としては貸借対照表や損益計算書の作成などについて、来年度には産業建設常任委員会や議会の皆様にもご説明させていただく予定でございます。

企業会計移行によるメリットとしては、大きく2つあります。1点目として、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上、また、2点目として、他の団体と同一の経営指標により比較が可能になることなどがございます。また、デメリットにつきましては、本市では、ご指摘のとおり、水道や病院等の先例がない

こともあり、事務の担当で苦慮している面が多少ございます点でございます。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 今、公営企業会計について、また、メリット、デメリットについてもご説明いただきました。着々と公営企業会計を導入するという
ことで進めていらっしゃることは理解しましたけれども、来年条例が制定される
ということで、当然この委員会でもそういったことの審議等が行われてくると思
うんですけれども、ちなみに、来年度のいつごろなのか、もしわかったら教えて
ください。また、会計システムが、実際の会計システムと大きく異なるため、
我々としてもやはりそこの部分をしっかり学んでいかなければならないと思うん
です、一緒に。というところで、そういったことについて、研修ですとか勉強
会とかも行われるのかどうかとか、そういったところも教えてください。

○下水道業務課長【石井茂】 現在のところでございますが、公営企業のご説
明に当たっては、来年度の夏ごろまでには、一度当委員会のほうにもご説明した
いと考えております。また、先ほども申し上げましたが、条例の制定や規則の改
正等もございます。現在のところ、条例の改正につきましては、来年の12月定
例会を予定しているところでございます。

続きまして、研修会や勉強会についてでございます。こちらにつきましても、
今後、予算書や決算書の書式が大幅に変わることが予定されてございます。企業
経営をされている方につきましても見なれた書式となると存じますが、一方、今
までの官庁会計、いわゆる現金主義の予算書になれていらっしゃる方、のみの方
もいらっしゃると思いますので、これにつきましても、また機会を見て、議員の
皆様にも研修なり勉強会なりの開催をさせていただければと思っているところで
ございます。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 了解しました。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。今回、下水道料金を改定し、
可決されれば平成30年4月から施行になりますが、4年間は改定しないという
ことよろしいのでしょうか。今後4年間で外的、内定要因を含めて、本市の置
かれる経済状況が著しく変化する可能性もございます。物価上昇率のアップ、消
費税増税、大規模災害等の要因により、4年の間に前倒して料金を見直すことが
ないのか確認いたします。

○下水道業務課長【石井茂】 使用料算定期間につきましては、経済動向等の
推移の関係から、3年から5年とされており、本市では4年ごとに使用料改定の
検討をしてくるところでございます。今回改正に当たり、推定期間として平
成33年度までの4年間としているため、この期間中の経済変動等による影響は、
4年後の次回改定時に検討することとしているため、4年間は改正の予定はござ
いません。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 了解しました。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。これまでも委員会や本会議の場で、流域下水道の編入については何度も質問がありました。流域下水道の拡充は、多大なるコストの削減、経営の改善につながり、期待される場所ではありますが、現在の進捗状況についてお尋ねします。

○下水道業務課長【石井茂】 流域下水道への編入についてですが、流域下水道への編入につきましては、時間をかなり必要とすることから、今回の使用料改定においては除いてございます。ただし、神奈川県とは継続して打ち合わせを行っておるところであり、今年度は第1回目として7月には、流域関連市町の計画変更予定汚水量調査による流域処理場の受け入れ能力から、右岸処理場の汚水量は減少しますが、左岸処理場の汚水量は増加するため、トータル的に若干の減少となる旨の報告があったところです。また、9月には第2回目として、神奈川県下水道課を通じて、本市処理場担当者と流域下水道処理担当者との会議の場を設け、本市の終末処理場維持管理費の低減化へのため、運転管理委託、薬品単価、場内整備、修繕などのノウハウの提供等を受けたところでもございます。さらに、来週になりますが、3回目として12月15日には、過去のあり方に関する研究会の取り組み内容の整理、流域関連処理区域の不明水の状況及び不明水対策について話し合う予定でございます。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 今、県と直接頻繁に交渉しているというところで、ぜひこれからもしっかりと県と交渉していただきたいと思います。

以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、何点か質問させていただきます。

まず、平成25年の12月定例会に提出されました下水道条例の一部を改正する条例の議案では、経費回収率を85%まで上げるために22%の値上げが提案されましたが、結果的には10.5%の値上げの修正案が可決され、平成26年4月1日の時点で施行されております。前回改定前の平成25年度の経費回収率は70.9%でございました。改定いたしました平成26年度は79.2%と8.3ポイント上昇しております。その後、平成28年には82.5%と、85%に近い、恐らく推計を上回ったのではなかろうかと思われる回収率となっておりますが、割と回収率がいいところのポイントに行った理由をお聞きしたいと思います。まず1点。

○下水道業務課長【石井茂】 経費回収率が平成28年度において82.5%と、目標にした85%に近い数字になった要因についてでございますが、主な要因としましては、使用料収入につきましては、予想より若干低い状態ではありましたが、一方、前回改定時の経済環境における所見におきまして、まず、借入利率が想定より低かったこと、また、費用面においても、物価上昇を見込みましたが、実際には上昇しなかったことがございます。さらに汚水量につきましても、平成25年度と比較し3%増加しているところではございますが、想定よりも維持管理費の抑制が図られたことによるものです。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 ありがとうございます。85%にするのに、当初は22%の値上げが必要だとおっしゃってございましたけれども、10.5%の値上げでも、それなりのところに回収率が高まったということで、それにはいろいろな理由があるということで、今ご説明いただきました。そこで、いろいろ回収率あるいは使用料の収入の増をめざすためには、やはり今、未接続世帯がどのくらいあるのか。前はたしか1000世帯ぐらいと聞いた覚えがあるんですが。こういった未接続世帯への接続推進の成果、あるいはそういった設置しようという方への融資等につきまして、支援状況等も含めてお伺いいたします。

○下水道業務課長【石井茂】 未接続世帯がどの程度であるのか、また、接続推進の効果と融資等の支援状況についてのご質問でございます。

まず、平成28年度末の下水道普及率は77.96%、接続率でございます水洗化率は95.57%で、未接続世帯数は1026世帯となっております。平成24年度末の下水道普及率は76.57%、水洗化率は92.22%、未接続世帯数は2571世帯ございました。これに比べますと、平成28年度では水洗化率で3.35%改善し、未接続世帯数1545世帯の新規接続がございました。

下水道への接続についてですが、支援策は2種類ございます。1つ目は補助金制度でございます。現在、くみ取り便所あるいは浄化槽で対応されている家庭に対し1万5000円の補助をしております。平成28年度の実績は44件で66万円ございました。2つ目は、資金融資制度でございます。改造工事1件につき60万円以内、償還期間は、あっせんを受けた翌月から40カ月以内での均等払いでの返済となっております。利息については、本市が負担してございます。この融資制度につきましては、平成28年度においての新規利用者はございませんでした。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 それなりの成果を上げていただいていると感じました。

そこで、いろんな水道関係の経費の中で、私、いつも気になっているのは、どこの自治体もそのようなんですが、不明水ですね。不明水のこと、いつも気になるんですが、さまざまな雨水等が入り込んで、それを一緒に処理しなくちゃいけないということで、そういった状況に対する取り組みとして、不明水の現在の伊勢原市での状況、あるいは対策等はどのように行われているのか、お尋ねいたします。

○下水道業務課長【石井茂】 不明水の状況と対策についてでございます。不明水は、配管やマンホールの劣化による目地部分やコンクリートのひび割れ部分から地下水が浸入してくるもの、また、降雨時における道路冠水によるマンホールの鍵穴から浸入してくる雨水等を総合して不明水と呼んでございます。平成28年度の不明水は、全体の29.47%の割合となっております。また、不明水の大半が地下水の浸入であるとも考えられてございます。この不明水の割合は、年々、わずかですが、上昇する傾向にあり、配管の劣化が要因であると考えてい

るところでございます。この対策としましては、平成31年度以降の長寿命化対策により、污水管渠の更新工事等を進めることにより削減されていくと考えているところです。

以上です。

○委員【越水清議員】 ぜひ、この不明水対策、非常に難しい問題だとは思いますが、取り組んでいただきたいと思います。

次に、平成28年度は2754世帯、減免額4860万円という減免制度ですが、下水道運営審議会の答申内容の中に、下水道使用料の減免制度の見直しについて述べられていたように思いますけれども、今回見直しは行ってございませんが、その理由と見直しについての考え方を伺いたしたいと思います。

○下水道業務課長【石井茂】 下水道使用料の減免制度につきましては、生活保護の方、身体、知的障害をお持ちの方などへの福祉的意味合いもあり、今回の料金改正と議論を同時に行うと、単に下水道経営の視点から減免の見直しを図る結果ともなりかねないため、この減免については、料金改正と分けて議論しようと考えております。減免制度の見直しにつきましては、本市の減免制度は手厚いことから、審議会の答申にもあるとおり、平成31年4月の企業会計導入を機に、他市などの動向を見きわめ、福祉部局と意見交換などを行い、見直しについて検討していきたいと考えており、その際には議会にも説明を行っていく考えでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○委員【横田典之議員】 それでは、私のほうからも幾つかご質問させていただきます。まず、資料に関して幾つかお聞きしたいことがあります。12月定例会の補足説明資料ですね。下水道使用料の見直し（答申）と書いてある審議会の答申資料の中で、資料2と資料3という表があります。資料2のほうは、今回の料金改定が旧と新の対比表になっていて、2カ月当たりのものと1カ月当たりのものが書いてある。資料3のほうは、それらを他市と、それから県平均と比べた表になっているという感じですが、資料3のほうは1カ月当たりとなっているので、資料2の1カ月当たりの金額を見ますと、例えば基本料金8㎡以下は、現行は812円が改定後は821円になるとなっておりますが、資料3のほうでは、現行は876円で、改定後は886円になっている。これは消費税が入っているか、入っていないかなのだろうとは思いますが、比較をするのであれば、もうちょっとその辺を、何でそろえてつくってくれないのかと思うんですが、どういうお考えでこういう資料をつくられたのか、まずお聞きします。

○下水道業務課長【石井茂】 まずは、見にくいというご指摘につきましては、今後の改善に向けて重く受けとめていきたいと思っております。事務担当としましては、資料2につきましては、条例の規定が消費税抜きでございますので、消費税抜きのほうがわかりやすいかと思っておりますが、結果的には、資料3は消費税込みとしてしまいましたことで、わかりにくくなってしまいました。資料3につきましては、消費税を入れていることにつきましては、こちらに

つきましては、資料2は条例との整合性でつくったところですが、資料3につきましては、一般市民への説明については消費税込みのほうで考えられたほうがよろしいのではないかと思います。かようにした次第でございます。結果的に混乱をお招きいたしました結果になりましたことは、申しわけなく思っております。

以上でございます。

○委員【横田典之議員】　　そういうような、いろいろな配慮があって、こういう資料になっているのだろうというのは想定はできますけれども、比較資料であれば、この辺はもうちょっと何か配慮して、消費税入ったり、入ってなかったりぐらいの感じだと、そんなに大きく違わないので、あれですけども、何かベースが違う表があって比較することは余りよろしい状態じゃないんじゃないかと思っておりますので、最初、苦言を申し上げました。

で、まず、資料3を見ていただいて、もともとの審議会の答申の考え方としては、平成33年度におおむね92.3%にすることを目標として、そして、各市町村と平均とか余り広がらないようにというような、幾つかの料金設定の際の要望といいますか、方針みたいなのが出ておりましたよね。それらに基づいてこういった料金表をつくられたのだろうとは思いますが、本会議のときにも出ておりましたが、これを見ますと、結構県平均よりは、特に使用の水量が少ないほうですね、50m³以下ぐらいのやつは、平均より上に行っているというような。特に30m³とか40m³は、現行は県平均と近いところにあるわけですが、30m³と40m³は、県平均から結構大きく上回るようになってきているわけですね。いろんな世帯数のぐあいとか、単価のぐあいとか、いろいろ調整して、こうならざるを得なかったのだろうとは思いますが、結構30m³と40m³のところの変化が大きいんじゃないのかなというような。全体から大きな、もっと150m³とか100m³とかってありますけれども、特に一般世帯に対する影響の、30m³というと、別の資料には4人世帯とかといったような、概算というか、平均的に考えれば4人世帯の人たちが使うことで、全体の20%ちょっとぐらいの人たちの影響というようなことでありますが、そこがこれだけ上がるのはいかがなものなのだろうというのが直感的に思うんですけども、もうちょっと何か調整ができなかったのか。もうちょっと違うところをちょっとずついじることによって、もう少しこの上げ率を下げるようなことはできなかったのだろうかというようなことをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○下水道担当部長【石塚俊彦】　　基本料金からは、30m³ぐらいのところまでが一般家庭の水量に値してくると思います。現行の単価でございますが、基本料金については、県平均と比較して10%程度高い状態、20m³ですと約7%ぐらい高い状態、30m³になりますと1%を欠けるぐらいの高さだったんです。どうしても30m³帯は若干上げていかないと、全体として均一にならないということで、30m³帯も上げさせていただいた次第でございます。

実は、これにつきましては3つのシミュレーションをかけてございます。1点

目、これがベストと思われるシミュレーションは、今回お出ししたものでございまして、県内階層別の平均使用料と乖離を緩やかに修正して、また、階層別の値上げ幅を前回の改定率まで、同程度まで抑えていきましょう、ただし、全使用者に対しては値上げをお願いせざるを得ないというのが第1案です。第2案につきましては、同じように、平均使用料との乖離をおおむね一律とするまで上げちゃいましょう、平均とみんなが同じになるように上げてしまいましょうというようなシミュレーションをかけて、その場合については、基本料及び20m³までについては値上げゼロで、ほかで調整してくれというようなことをシミュレーションかけた。結果的には、100m³帯で20%以上の料金改定になるという結果になりました。3点目につきましては、県内平均値との乖離を緩やかに正すんですが、最低でも県内平均値と同じレベルまで持っていきましょう、最低のラインでも同じレベルまで持っていきましょうということでシミュレーション調整したんですが、20m³をゼロにすることが、それでもできなかったんですね。一方で100m³帯では14%程度の値上げになっちゃうということで、3つの案の中で最もベストだ、ご理解いただけるものであるというのが、今回提案させていただいた1案でございます。

○委員【横田典之議員】 いろいろなご苦勞は多分あったんだろうなとは思いますが、やむを得なかったのかなというような感じはいたしますが、市民がどういうふうにとめられるかというところがちょっと気になるところであります。

あと、先ほど来も話があったり、今までもありましたけれども、前回の改定に対して、22%、23%の、本来であればやりたかったのが、10.5%で終わった。それによって、本来は85%ぐらいまで持っていかうとしたのが、半分の値上げで82.3%でした。そこまで持っていくことができた。その要因としては、先ほどもありましたように、さまざまな経費削減が功を奏したというようなご回答でありました。その経費削減の中身の説明の中には、時代背景というか、金利が安かったねとか、物価上昇が低かったねとかという、市の努力というよりは、時代にうまく乗ったねというようなところによる要因が当然ありはします。そのほかにも、市の努力として、脱水機を新しくして、それによって経費とか、人がずっとついていなくてやれるようになったとかということによる経費が削減されたとかというようなこともある。それも、市が新しい機械を入れたことによってできたということであって、相当努力したというような感じじゃないんじゃないかと思うんですね。機械を入れかえただけじゃないかみたいなふうに、悪く言えば言える。そういうことから、そうじゃなくて、例えば業務の中には定型業務があったり、非定型業務があったりする。その業務のやり方、もっともって業務分析をして、何にどのぐらいの時間がかかっているんだというようなところ、手順をいろいろ考えてみて、分析をしてみて、もっとやり方を改善することによって、業務を効率化させることによって経費削減していったみたいな、そんな努力もきっとあったんじゃないのかなと思うんですけども、そういう、本当に市

でしかできない努力をやることによって削減できた経費の項目、金額というのはどういうものが、どのくらいの金額であるものなのか、その辺を教えていただけないかと思うんですが。

○下水道業務課長【石井茂】 市の努力ということでございますが、私のほうからは、事務をお預かりしている実務上のことから、申し上げるのも小さいことではございますけれども、あえて申し上げさせていただきたいと思っております。まず、例えばですが、下水道使用料に関する問い合わせにつきましては、電話等でもよくかかってくる場所でもございます。これにつきましては、平成26年度以前までは、照会の端末につきましては、機械が大きかった関係もあり、電話が置いてある自席から遠いところに置いてあったこともございます。これについても、水道局から借用しているものでもございますので、故障の結果、ノート型のパソコンにして、問い合わせの時間短縮を図るなど、申し上げるのも小さいことなんですけれども、やっております。この結果では、1件について大体おおむね5分程度は削減されていますので、1年間、稼働日の240日ぐらいくらい掛けると年間で20時間ぐらいの職員の事務の時間外の削減が図られたものと思っております。

次に、窓口業務では、下水道台帳を必ず不動産屋を中心に見に来られます。それは、不動産の売買に当たっては重要事項説明書で、下水道が敷かれているか、敷かれていないかにつきましては説明事項になっているもので、一般のお客さんは来られないんですが、不動産関係等の方は、連日のようにいらっしゃっております。こちらにつきましては、平成20年度まではデータ化をしていたこともあるんですけれども、所管の予算の事情等により、紙ベースで残っているものは、平成20年度以降の分についてはございます。これにつきましても、今、費用分析を行った結果、電子化したほうがいいのではないかとということで、平成31年3月までには残りの部分を電子化して、窓口への来客への対応のスピード化を図っております。こちらにつきましても、おおむね15分程度は、うまくいけば短縮できるので、年間では100時間ぐらいは短縮の効果があるのではないかと考えておるところでもございます。

また、小さなことではございますが、こちらは全庁的な取り組みになりますけれども、先月11月にはクリーンオフィス作戦として、職場の整理整頓を全庁的に行うことにより、必要書類がすぐ探し出せるようになるとか、あるいは、小さなことですが、ホッチキスをとるのに、探さないで済む、本当に委員会で申し上げるのも申しわけない、小さなことですが、改善を図っているところでもございます。

また、過去の話になりますけれども、約20件の委託業務を統合いたしました。これによりまして、1件ごとの業務ごとに発注作業や業務監督、業務完了検査などのことが、1件のものを20件の包括したことにより削減も図られていることでもございます。これにつきましても、大体年間で380時間ぐらいは削減できたのではないかと考えております。

また、最後になりますけれども、委託業務へ、工業薬品を含めた、発注することによる事務の削減でございます。当時は工業薬品として7種類の薬品を、年間金額として3200万円ほど発注していました。これに係る契約や手配や在庫確認、または支払いの事務につきましても、委託業務のほうへまとめることにより削減されたと思っております。これにつきましても、当時、平成18年度ぐらいには71件ほど当たっていたものの工程が削減されたことにより、大体200時間程度は職員の事務が軽減されたのではないかと考えているところでございます。

以上、申し上げましたように、事務職であります、いわゆるホワイトカラーと言われる者の生産性の向上にも努めているところでございます。

以上となります。

○委員【横田典之議員】 ありがとうございます。経費削減というのは、飽くなき挑戦ということになると思います。小さなこと、大きなことはあるかもしれませんが、それを積み上げていくこと、常にそれに挑戦していくことが大事になるのだらうと思います。やはり常にいろいろなところでPDCAサイクルを回してということで業務をやられているようなことでございますので、そういった経費削減に対する考え方についても、そういったような考え方で、常に見直していくというようなことをしていただくのが必要だと思います。そのために、日常的に行われている、非定型業務はなかなか難しいかもしれませんが、定型業務の工数測定とか分析とか、あるいは手順の再組み立てとかをやることによって、さらなる工数削減をどうすればいいかというようなところへの取り組みをさらに積み上げていっていただきたいと思います。

それで、先ほどもありましたけれども、いろいろな今回の値上げがあったとして、そして、平成33年に92.3%ができたとする。それで、そのままいくのか、もうちょっと何かやるのかというのはまだわからないというようなお話でしたけれども、平成37年でしたっけ、100%にしようというのが最終目標としてであると。それが平成37年なのか、もうちょっと経費削減を頑張って、もうちょっと前倒しになるのかちょっとわかりませんが、どこかで100%になるように頑張るんだらうと思うんですね。それで、100%になったときに、さらにまたいろんな努力は当然していくわけじゃないですか。そうなったら、経費以上に回収率が上がるというか、黒字になっちゃうのかと思うんですけども、そうなったとき、たればの話で大変恐縮ですが、そうなったときは料金値下げという選択肢も出てくると考えていいものなのか、あるいは、その分は何か違う、さらに繰入金を削減していく方向に、料金はいじらないで繰入金を削減していくほうになっていくのか、その辺の方向性はどういうことになる感じなのでしょう。

○下水道担当部長【石塚俊彦】 他市の状況を見ますと、100%を超えた後、料金を下げることはしてないのが現状でございます。一般会計からの基準内繰り入れと言われるものを削減していく内容になってくると思います。あくまでも

基準内繰り入れは、一般会計から繰り出さなきゃいけないですよという決まりではなくて、繰り出してよろしいですよという基準でございまして、それが減ってくる状況になってこようかと考えます。

○委員【横田典之議員】 100%になったときは、基準外はもうないという状態ということではよろしいですか。

○下水道担当部長【石塚俊彦】 はい、そうです。

○委員【前田秀資議員】 できるだけ論点を整理して、短時間で行いたいと思います。質疑したいのは2つの項目でございしますが、質疑の前に、私の今回の改定に当たっての基本的認識を申し上げたいと思いますが、これなかなか100%、100点満点の答えは出ないと思うんですが、改正の内容の努力が、数字ですね、値上げ幅が、かなり努力あるいは苦慮の足跡が見えるのではないかと、これはなかなか全部の人が満足というわけにはいかないかもしれませんが、従来のご経験を踏まえて努力の足跡が見えるんじゃないかと思っております。また、事前に渡されました資料、下水道事業の効率化の取り組みについて、これもここに具体的な事例が書かれてありますので、私としては効率化していることが明瞭にわかるという点で評価したいなと思うわけです。

その認識を踏まえて質疑したいんですが、横田委員の、資料について質問されましたが、私も改めてこの資料をよく見てみますと、補足説明関係資料というやつの1ページ目をよく読んでおりましたら、非常に下水道の問題を象徴する問題点があるんじゃないかと思ったんですね。何かというと、冒頭の「本市の下水道事業」というところから始まるところで、「平成13年には秦野市の大根・鶴巻地区の流入を受け入れるなど」、これは事実でございまして。次が問題だと思う。

「広域的な公共下水道の普及に努めてきました」と。確かにそう言われればそうかもしれませんが、私は長くやらせていただいていますから思うんですけども、広域的な下水道の普及に努めるために流入を認めたのかというのは、違うんじゃないかと思うんですよ。なぜ、今になってそれを言うかということ、大きな問題と小さな問題をちょっと混同している向きがあるんじゃないかと。そういうことで、私、あえて申し上げるんですね。というのは、健全化を達成するために、あるいは早めるためにいろんな点、努力されていますよ。それは、先ほど申し上げたように、認めます。だけど、大きな問題と小さな問題をどうもごっちゃにしている。現場は本当に大変な努力をしていると思うんですけどもね。

一般論で、今、あるところの資料を引っ張り出して、私も見ていたんですけども、伊勢原市のみならず、全国的な下水道事業の課題は相当数がある。ちょっと数が多いんだけど、伊勢原市とちょっと外れるところもあると思うんだけど、整理するために、今、あえて申し上げますが、1、上水道と比べても楽観視できない高い有利子負債の水準、2、設備の老朽化、更新需要への対応、3、下水道類似施設も含めた最適な方式での汚水処理の普及、4、人口の減少及び5、汚水量原単位（1日1人当たりの汚水処理量）の減少による料金収入の減少、6、今も言うておりましたが、不明水の問題、7、職員の減少、高齢化の中

での技術継承や事業の継続、8、耐震化への対応や気象の変化への対応を初めとする防災への対応、9、事業者間の料金格差と、本当にこれは担当の瑕疵じゃなくて、多くの問題を抱えている。

そうしますと、一番最初の委員の質問にありましたように、いつになったら健全化が達成されますかと。数字上の予想は言われた。それは間違いとは、私は今、否定はいたしませんけれども、それを阻むようないろんな大きな要因を抱えているわけですよ。一言で言っちゃうと矛盾する要素がある。私は楽観的になれない人間なので、当市のスケール、要するに抱えている、ほかの事業もそうかもしれませんが、特に下水道事業を運営していく要素として非常に不利な要素があった。それは、狭い市域の中に単独処理場をつくっちゃって、それがあからすから。そこに皆さんの苦労があると思う。

じゃ、それを解消するには、一体どうしたらいいのか。つまり大きな要素でございしますが。そうなってくると、それも、いろいろ経営基盤の強化とか、いろいろな地方公営企業法適用の推移とか、経営の効率化とかあるんですが、やっぱり最初に戻って、広域化の推進というのが出てくると思うんですよ。ここで、一番最初に戻ってくるんですけども。で、先ほどその辺についても質問があって、ご説明がありました。でも、私が議員になった、約十数年も前も同じことを言っていたんですよ。やっていることはやっていると思うんですけども、その方向性はわかっているし、だけど、依然として、ここまで来たという姿が見えないんですよ。その点について、やはりこれは現場の担当者というより副市長に一言お願いしたい。それが1点目です。長くなって、申しわけない。

2点目が、先ほど改正の内容について、おおむね私は認めたいと。認めたいと思っているんです。だけど、先ほど、これも他委員が言われた減免のことについてどうなんだといったら、今回の改定することと、要するに下水道自体の問題と福祉的な要素のことと分けて考えるんだと。いや、それは皆さんの立場で仕事としては分けられるのかもしれないけれども、市民生活にとっては分けられないんですよ。現在の行政というのは、あくまでも全体的な概念は福祉行政ですから、それを後で考えます、ご意見を聞いてからなんて、それは、私、とんでもない話だと思うんだよ。あくまでも数字は数字ですから。その場においては。ですから、それについての考え方を、今、この場で言っても、変えましたとか言えないかもしれませんが、私、強く申し上げる。それに対するご見解があったら、お願いいたします。なかったら、結構です。

以上です。

○副市長【武山哲】　まず、流域編入のお話ですが、十数年前から伊勢原市でそういう検討を進めていて、あたかも進捗がないかのようなお話でしたが、確実に前に進んでおります。それは、今年度中は、先ほど申し上げた程度のことですが、昨年度中に一定の整理をして、こういった部分を流域編入の可能性がありますねということで、県との合意に達している。今は、県の流域の運営の、特に左岸だったかな、あっちのほうの地元調整等があるので、時期を見ているタイミン

グだと。それは、昨年度ご説明して、議員の皆さんもご承知いただいているものと、私は思っております。ということですから、現状、間違いなく、遅々たる歩みかもしれませんが、確実に前進しております。この点を申し上げておきます。

それと、下水道が抱えている問題、多岐にご紹介ありましたが、これは全国的な構造的な課題として、全国の下水道が、地勢的な要素によって、それが妥当しないものもありますけれども、ほぼ共通に抱えている課題だということは、私どもも承知しております。ただ、それが広域化によって全てうまくいくのかというと、そうではない。広域化による効率的な経営は一助にはなるだろう、そういう認識しております。

以上です。

○下水道担当部長【石塚俊彦】 減免についてでございます。先ほど次年度以降というお話、平成31年4月までの間にというお話をさせていただいたんですが、単に減免を切っていくものではなくて、この減免の扱いを基準内に入れるか、今、基準外の中に減免が潜在的に入っているんですが、それを方法を変えて、減免者一人一人に補助金を出すようなシステムに変えていくこともできるか、できないかというのを踏まえて、総合的に見ていく時間を、今回の時間では足りないもので、それを含めて翌年度調整を図っていきたいという考えです。

○委員【前田秀資議員】 済みません、1点目から議論申し上げたいんですが、私の言い方が悪かったのかもしれませんが、今、武山副市長が、進んでないかのような、それは言いがかりです。私は、その経緯をもっとわかるような、市民に理解させるような努力が足りないんじゃないかと、そういう意味のことです。ですから、私だって、広域化をすることによって、それが100%下水道の問題が解消するとは思っておりません。ただ、効率化の一番大きい手段としては、それがやはりやるべきことなんじゃないかと。というのは、広域化をすることによって、今度はマイナス面も出てきているものもあるのかもしれませんが。例えば、具体的には、人を絞ったと。効率化を目的として絞っているんだけど、それは、じゃ、絞ることによっての、ある種の欠点が出てくるかもしれない。ですから、私が申し上げているのは、金魚鉢の中ですから、幾らそういうことを積み重ねても、なかなか自分たちで首を絞めてしまうようなところがありはしないかと心配しているんですよ。ですから、そういう意味では、伊勢原の置かれている状況は、ほかの面もそうですけれども、特に下水道行政あたりは、その辺がなかなか難しい条件を持っているということ、前段申し上げているんですから、それはちょっとご認識を改めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○副市長【武山哲】 先ほど進んでないとは言っていないというお話でしたが、十数年前から議論していて、進捗してないと、私、聞こえてしまったので、ああいうふうに申し上げました。もしそれが聞き違いでしたら、おわびを申し上げます。

それから、流域編入に係る情報提供が不十分なんじゃないかということについては、今年度については、先ほど申し上げましたとおり、昨年度までで一定の段

階に達していて、その後、確かに進捗が少し歩みを遅めているというようなこともあって、新たに提供すべき情報は余りなかったというようなこともございますけれども、その辺は情報提供の仕方、少し検討してみたいと思います。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 ご答弁ありがとうございます。実は、わざわざ広域下水道のことを言ったのは、私はもう十数年前から、その点についてなかなか進まないという感じを持っておりました。他地区の、例えば県会議員あたりにも申し上げて、何とかお願いしますというようなことをやっていたんですよ。で、今言われたように、そこの点まで一定のところまで来たということがあったら、よりやっぱり市民合意の上にも、それをやはり周知されたほうが、私、よろしいんじゃないか、褒めてさしあげたいという意味で申し上げているわけです。

あともう1つは、2つ目の減免の問題でございます。それは、区分けの中でそういう考え方だよとおっしゃいました。ただ、やはりこれ、基本的に値上げなんですよね。だから、できるだけ多くの人にご理解いただくためにも、その辺、先ほどの私と副市長のやりとりもそうでございますが、言い回しという点がなかなか難しいところなので、その辺にも、もちろん実質的な取り組みもそうなんですけれども、ご留意いただいて、実現を図っていただくようによろしく願いたいと思います。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 2点ほど質問ありましたけれども、答弁の中で、公営企業会計のことと、それから減免、私も減免につきましては、全体的な上げ幅というのはあり得るだろう、他市の近隣の状況から見ても、やっぱり考えていかなきゃいけないことだろうと思っていまして、答弁について了解しましたので、もう1点だけ。本当に雑多な質問なんですけれども、いただいた資料、それから議会からいただいた資料の中に、改正と改定が両方まじって使われているんですよ。これは言葉が違うんですけれども、これをどのような趣旨で、審議会には改定で、議会では改正、この違いをちゃんとつかまえているとは思いますが、何か両方に雑多に書いてあるんですね。その辺をお尋ねします。

○下水道業務課長【石井茂】 おっしゃられたとおり、市議会用関係資料につきましては「改定」としておりまして、一方、条例改正等の資料につきましては「改正」としてございます。使い分けについてでございますが、事務担当の認識としましても、「正」を用いる「改正」には、不適切なところや不備な点を改めて新しく定める意味合いが強いと思っております。より正しい方向へ改めるといったものでございませうか。一方、「定」と用いる「改定」とは、今までにあったものを改めて新しく決め直したものと意味合いが強く、誇張して言いますと、今まで定めていたものを新たに決め直したものと認識してございます。条例につきましては、「正」を用いる「改正」を用いていますが、「使用料改定」という言葉が一般的にも使用されることが多いことから、審議会の資料では「改定」という言葉を用いてしまいました。独立採算をめざし、基準外繰入金

削減するということでは、「正」を用いるべきだと考えておりますので、次回からは「正」を用いた「改正」を使用したいと考えているところでございます。

以上でございます。（「了解です」の声あり）

○委員【越水清議員】 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

1つは、これは先ほどもお話ございました、各自治体の大きな課題でもありますが、下水道の事業債についてでございますが、この残高を平成34年度に155億5000万円とすることを目標にされているわけでございますが、平成28年度決算では172億8000万円でしょうか、平成27年決算よりもマイナス2億8000万円ということで、ここのところは残高が3億円、2億円と減っているんですが、平成34年度の155億5000万円というのは、平成28年度決算の172億8000万円から見ると、どうですか、約17億円ですかね、を削減していくことだと思うんですが、この目標達成に対してどのようなアプローチというかを考えているのかということを知りたいと思えます。

○下水道業務課長【石井茂】 おっしゃられるとおり、平成28年度決算では、残高が172億8759万円で、平成27年より減少してございます。現在のところ、元本の返済が、利子の新たな借入れを上回ることから、現在、推計では平成34年度におきましては、起債残高が154億2000万円になると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 こころ辺も、着実に目標に向かって進んでいければいいなと思っております。

そこで、別の質問ですが、平成28年から37年度ということで、伊勢原市の公共下水道の経営健全化計画がございまして、それを見ますと、効率的な下水道使用料の収入確保のための、これも、全員協議会で説明していただきました意向型面整備というような説明を詳しくしていただきましたけれども、これを推進していきたいということでございまして、この経営健全化計画、平成28年度からということになっておりますので、現在の取り組み状況、あるいはあの中で第4分区の整備についてもお話がございました。その辺を伺いたいと思えます。

○下水道業務課長【石井茂】 まずは、第4分区の整備状況から、先に説明したいと思います。本年度末までには、第4分区につきましては27.6ha、全体の29%の整備を終わる予定でございます。

続きまして、意向型面整備関係のお話でございます。本年度供用開始した意向型面整備の対象区域、伊勢原3丁目、4丁目の一部になりますが、につきましては、事前のアンケート調査の効果もあり、既にこの部分の接続率は約50%と、従来の供用開始1年後の接続率30%と比べ高くなる効果が出てございます。現在では、大口使用者であります峰岸団地を迎えに行くための幹線の設計工事を進めておるところでもございます。先ほども申し上げましたが、峰岸団地につきましては、平成32年度の供用開始をめざしているところでもございます。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 今回こういった値上げに関する条例改正、市民のご理解はやっぱり必要だなと思っています。そういった中で、この経営健全化計画の中にもございます、下水道の目的や仕組み、財政状況を初めとする関連情報を市民の皆さんにさまざまな形でわかりやすく公開して、理解を得ることが大事であると述べられております。経営健全化に向けた取り組み達成状況については、毎年度の決算確定後にホームページで公表するとなっておりますけれども、私もホームページで見てみたんですが、アップしてあるのか、どうなのか、ちょっとわかりませんでした。その辺について伺いたいと思います。

もう1点、これは別のことですが、先ほどの話にございました一般会計の繰入金、今は11億円幾らあるように思いますが、ほかに都市計画税がございしますが、その中から下水道事業関係の充当もあるのかなと思うんですが、あわせて、きょうは違いますけれども、2点についてご説明をお願いします。

○下水道業務課長【石井茂】 まず、経営健全化計画等のホームページへの公表についてでございますが、お話のとおり、ホームページ上での公表が遅くなっております。市民にお待たせしている状態でございます。現在ホームページ上での公表に向けて準備しています段階で、各種の効果の測定と集計に当たっているところでございます。今月下旬には、毎年公表しております前年度の伊勢原市下水道事業の財政状況についてとともに公表できる予定でございます。

2点目のご質問の都市計画税についてでございます。市街化区域に土地、家屋をお持ちの方には、固定資産税1.4%のほかに、都市計画税として0.2%をご負担していただいているところでございます。平成28年度における都市計画税は8億5500万円でございます。これは、道路など他の事業費との間で案分されます。下水道事業を通じては、基準内繰入金として8億5000万円がございします。

以上でございます。（「はい、了解」の声あり）

○委員長【小山博正議員】 ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【館大樹議員】 それでは、議案第48号につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

提案理由にありますとおり、公共下水道事業の独立採算の原則に基づく下水道料金の適正化、経営の健全化をめざすに当たり、今回の使用料値上げについて、やむなしという判断をさせていただきます。ただ、将来の話として、どの水準まで使用料負担を市民の方にお願いするかについて、青天井ではないはずであって、わかりやすいシミュレーションを示してほしいと思っております。そういったこともあわせて要望いたしまして、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私からは、本条例改正に対して賛成の立場で意見を

申し上げます。

今回の下水道料金の見直しは、平成25年以来の使用料改定であり、平均で4.8%の値上げを市民にご負担いただかなければならない、大変重要な条例改正でもあります。下水道事業は、これまで公共の福祉の精神のもとで事業を展開してきました。しかし、一般会計から繰入金が入っているという事実は、下水道を使用していない方にもご負担いただいて、事業をしてきたということです。受益者負担の原則からは外れます。なので、経営改善した結果、適正な範囲で料金を値上げすることは、ある意味、やむを得ないと考えます。

下水道事業は、平成31年度から公営企業会計に移行する方向で現在動いており、来年度からは新条例策定や新会計システムの導入などで一層お忙しくなるはずです。一方で、下水道職員が2名削減になっている現状を考えますと、マンパワーが不足に陥り、通常の業務にも支障が出ないか懸念するところです。経営改善のために人員削減することは仕方がないのかもしれませんが、適正な人員配置をすべきだと思います。今後、減免制度の内容の見直しにも着手すべきですが、一部に手厚過ぎる本市の減免基準を見直し、県内の標準に合わせる必要があると考えます。

さらなる企業の経営健全化、適正化を求めて、本議案について賛成の意見いたします。

○委員【越水清議員】 それでは、意見を申し上げます。

公共下水道事業は、独立採算の原則、そして受益者負担、税の負担の公平性等に基づいての経営に対する取り組みは理解をしております。しかしながら、現状では使用料収入で経費を賄うことはできません。経費回収率を上げるために、平成26年4月から改定率10.5%の改定が実施されていますが、平成28年度決算では、一般会計から11億4500万円を繰り入れ、一般会計を圧迫しているのではないかと思います。また、172億8700万円の下水道事業債も、財政を硬直化しているように思います。だからといいまして、ただ、使用料の値上げをすればよいとは考えてございません。現状の厳しい経営状況から、下水道使用料の増収や経営コストの削減等にしっかりと取り組んでいただき、公共下水道の経営健全化を図り、着実に独立採算の原則に近づき、一般会計への負担を軽減するためにも、今回の下水道使用料の改正に賛成いたします。

○委員【横田典之議員】 伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例について、意見を述べさせていただきます。

今回の改正条例は、下水道経営の健全化に向け、経費回収率の向上をめざし、一般会計から基準外繰入金削減を図るため、公共下水道使用料を改正するものであります。この件につき、市長は平成29年5月10日に、下水道運営審議会に公共下水道使用料の見直しについて諮問されました。同審議会は、同日第1回審議会を開催され、その後4回、合計5回の審議会が重ねられ、伊勢原市の公共下水道の現状把握、前回料金改定からの経緯、下水道経営健全化計画に基づく目標などを検証され、県平均使用料や他市使用料との比較などを踏まえて、経費回

収率と使用料をいかにすべきかの結論を出されました。そこでは基本方針として、平成33年度の経費回収率をおおむね92.3%を目標とするとし、使用料算定期間は平成30年度から4年間、下水道使用料がおおむね5%の増収が得られる単価の設定、一般家庭の負担増に配慮しつつ、県内各市の平均排水量別下水道使用料と均衡を図るなどが答申されました。

前回は値上げを審議しました際は、10.5%と10.5%の二度にわたる値上げを行い、経費回収率を85%程度まで上げることをめざす条例改正案が出されましたが、消費税が8%に上がる時期と重なるなど、市民生活に影響が大きいことから、市議会はそれを否決し、10.5%のみの条例として修正可決しました。その際、市側には、さらなる値上げが必要となるならば、市の経費削減努力が不可欠であるとの条件をつけました。

今回その料金値上げの条例改正案が出されましたが、議会として、市がどの程度経費削減に努力したのかをしっかりと検証する必要があると考え、その説明を受けてまいりました。経費削減には幾つかの要因があるようですが、1つには社会情勢によるものとして、借入金利の低下や物価上昇率の低下があり、もう1つには、市の努力による設備の入れかえや薬品の変更などによる経費、仕事のやり方の改変による人件費などの削減を積み上げてきたとのことでありました。それらにより、前回の料金改定前は経費削減率は77.2%をめざすものであったものが、予定の半分の10.5%の料金改定のみで、平成28年度決算ベースで82.3%の経費回収率を得るまでに改善されることができていると報告を受けました。従来では、さらに10.5%の値上げをしなければ、この程度の回収率が望めない予測であったことを思えば、市の努力は高く評価できると考えます。

こうした市の努力の経緯と、さきに述べました審議会答申をあわせて考えまして、今回の条例の一部改正には賛成してよいものと判断しております。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 私も、いろいろ審査の上、賛成させていただきます。

本来ならば、平成26年度の改正で20%という話はある聞きました。増収単価設定の改正が行われ、経費回収を83.3%見込み。これは、またそれなりの数字ではありますが、その中で、市民負担への考慮や内部経営努力、物価上昇の緩やかさも手伝いまして、一般会計からの繰入金の決算減額もかなり大きくなり、その寄与は大きいと思います。しかし、これ以上の現業も入れての人員削減や発注見直し、委託業務の改善等々継続することは無理が生じる危険性がありますので、緩やかではありますけれども、継続的な推計での企業運営努力をさらに要望したいと思います。

また、下水道審議会でも、おおむね5%の増収単価設定が必要とありますので、平成33年度経費回収率が92.4%を目標に賛成意見としたいのですが、ただし、減免制度は、社会の情勢、近隣市の動向を参考に、社会福祉の観点からも公平性のある税負担を、不公平な税施策にならないよう、一般会計からの繰入金会計処理についての再考をお願いしまして、議案48号の改正条例に賛成意見とさ

せていただきます。

以上です。

○委員長【小山博正議員】 ほかに発言ありませんか。（「なし」の声あり）
なしと認めます。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【小山博正議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。武山副市長並びに執行者の皆様、ご苦労さまでした。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【小山博正議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後 3 時 2 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日

産業建設常任委員会
委員長 小 山 博 正